

全国一斉 新型コロナウイルス感染症

無 料

生活相談ホットライン

コロナの影響でローンの返済が難しい

生活に不安があるけど、何か支援が受けられるかな？



コロナ拡大でGOTO中止！キャンセル料を払わないといけないの？

緊急事態宣言で営業時間短縮。暮らしていけない

新型コロナウイルスの影響で生じた様々な問題について、生活困窮・消費者問題・災害支援を専門とする弁護士が 無料で ご相談に応じます！

日時

2021年 2月25日(木)

午前10時～午後7時

ご相談の方法

2月25日(木)当日に、下記の電話番号にお電話ください。ご予約不要です。

☎0120-254-994

【主催】日本弁護士連合会・釧路弁護士会

【お問い合わせ】 釧路弁護士会 電話：0154-41-3444